

中央公聴会資料

全国労働組合総連合

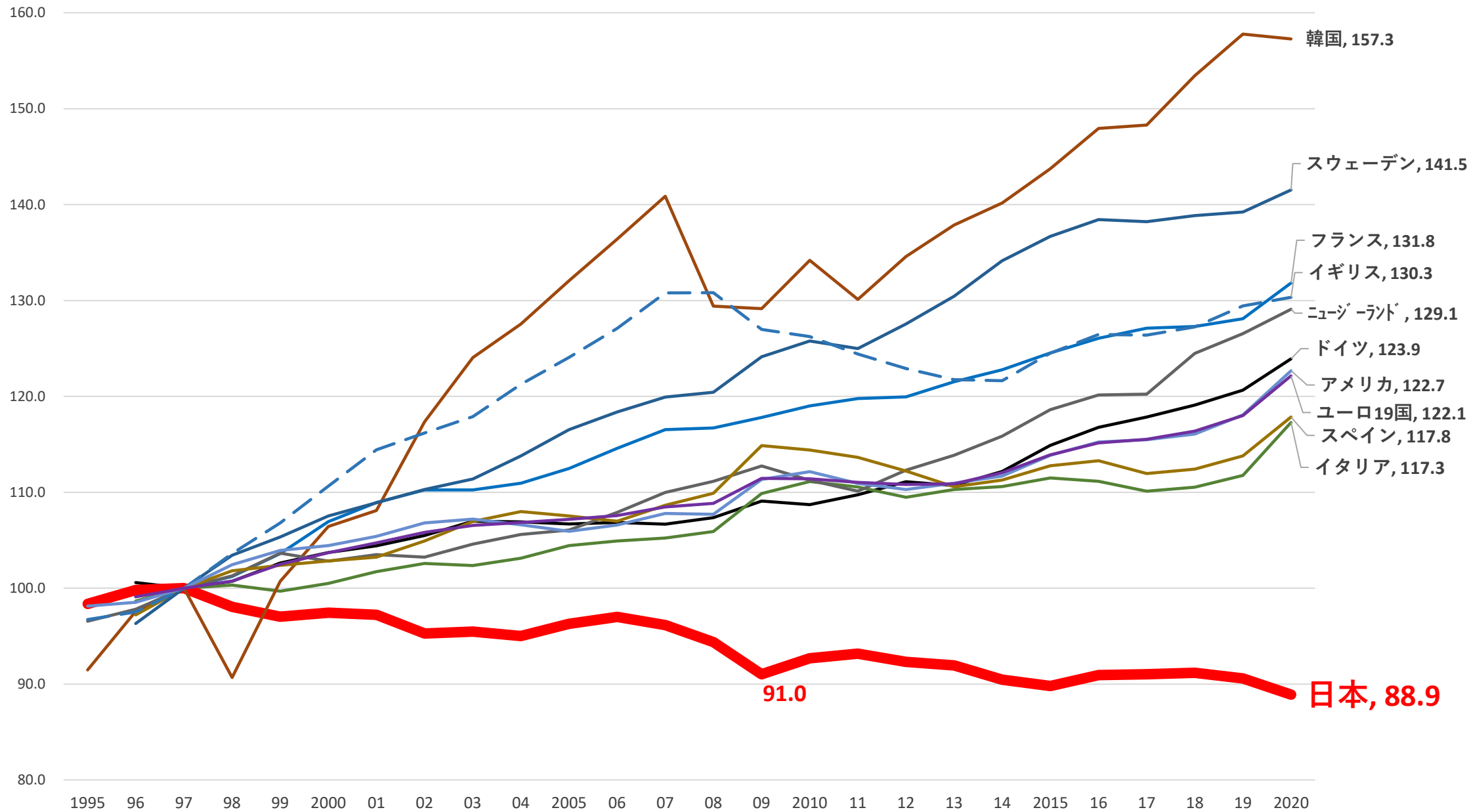
議長 小畑 雅子

減らされてきた保健所と感染症病床



資料:医療施設(動態)調査病院報告より 全国保健所HPより作成

実質賃金指数の推移の国際比較 (1997年 = 100)



コロナ禍でも大企業の内部留保は7兆円増 労働者の実質賃金は5万2千円マイナス

(対前年度比)



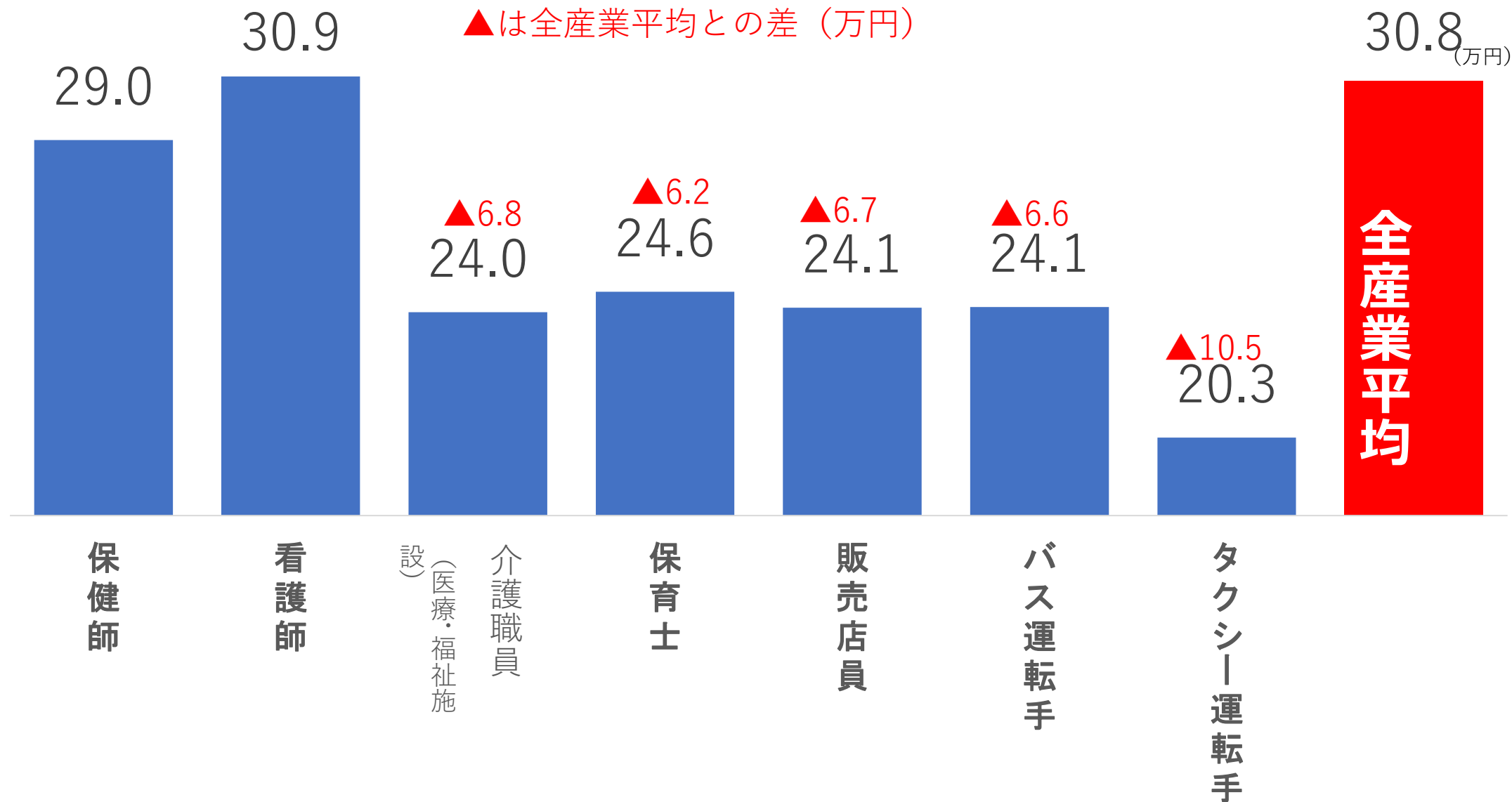
内部留保は財務省「法人企業統計」から金融・保険業を含む資本金10億円以上の大企業の推移。実質賃金は厚労省「毎月勤労統計調査」の実質賃金（年度）を国税庁「民間給与実態統計調査」の2019年の年間平均賃金（436.4万円）を起点に実額化した数字

エッセンシャルワーカーの賃金

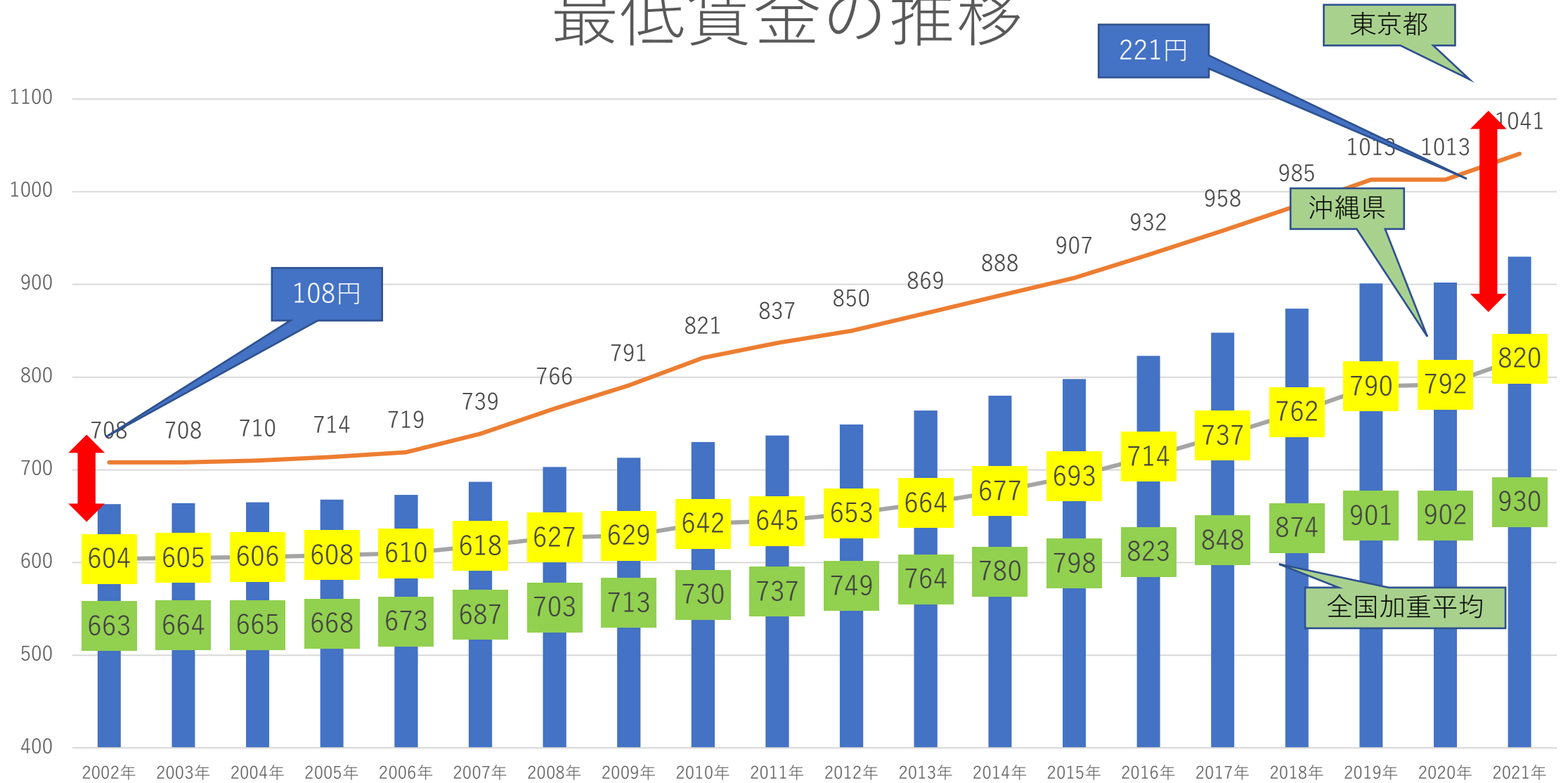
所定内賃金と全産業平均（月額）

2020賃金構造基本統計結果（厚生労働省）より 所定内給与額（企業規模計）

▲は全産業平均との差（万円）



最低賃金の推移



海外の最低賃金事情

コロナ禍だからこそ引き上げ



ドイツ

12€

1550円へ



イギリス

9.5 £

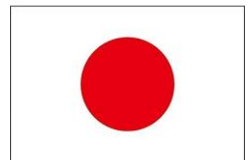
1487円へ



アメリカ

15 \$

1600円へ



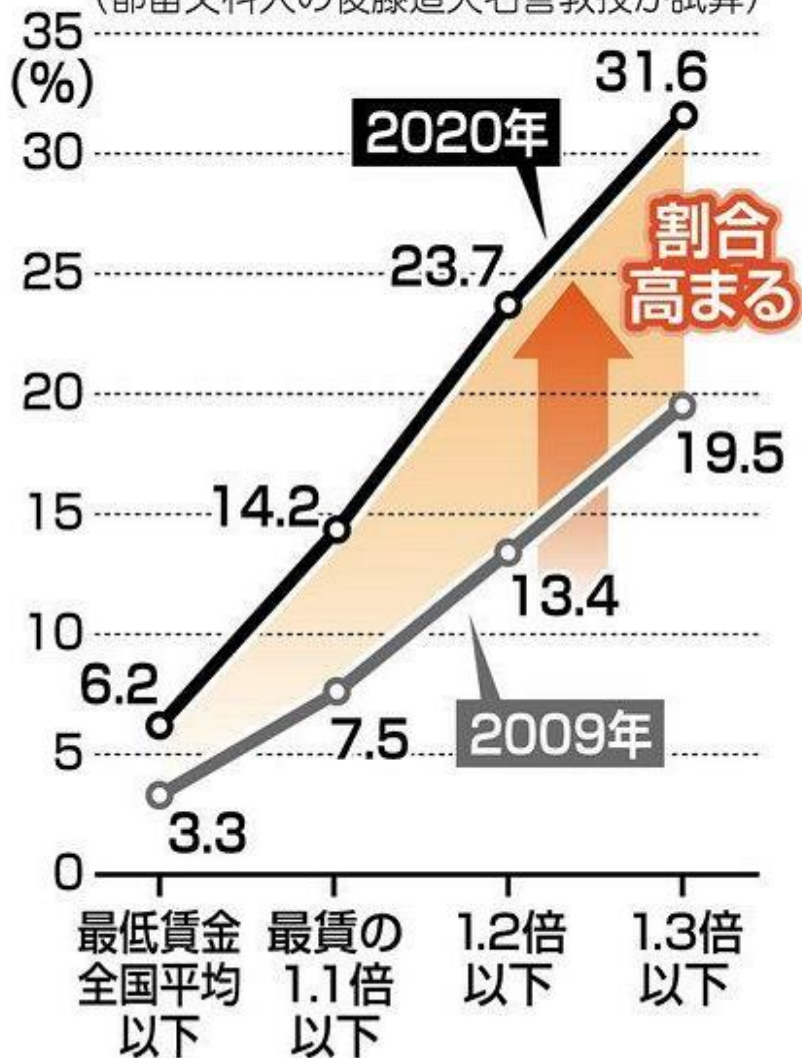
日本

28円増

930円

最低賃金に近い賃金で働く人の割合の変化

(都留文科大の後藤道夫名誉教授が試算)

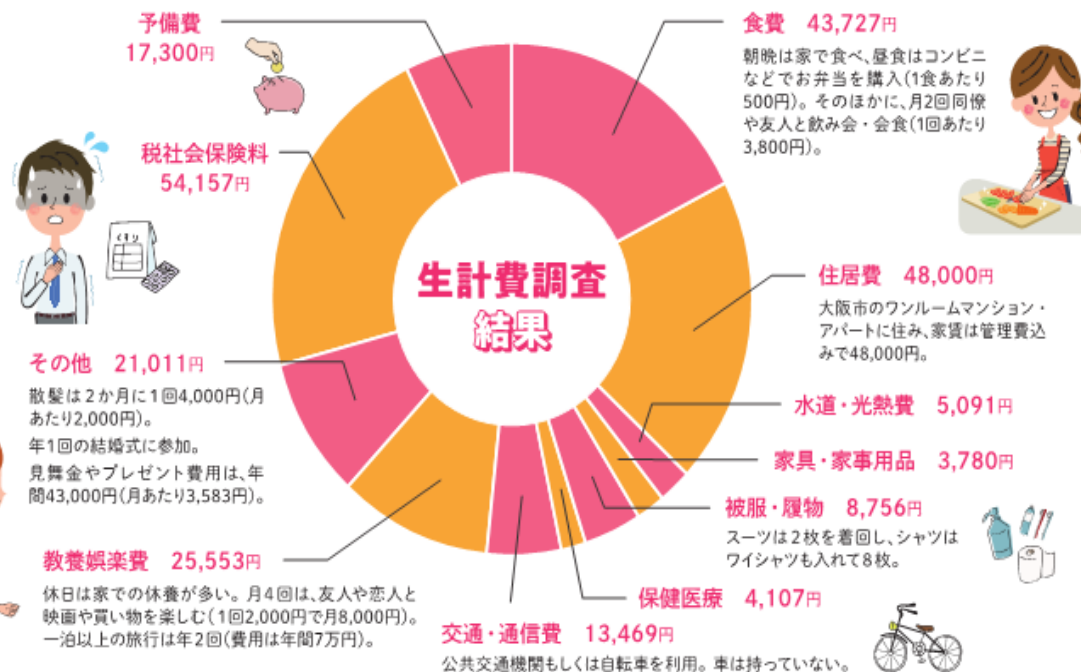


大阪で25歳の一人暮らしには 1か月244,951円、 時給1,633円が必要です

(月150時間換算)

大阪労連は、大阪府内で働く労働者約1万人に「生活実態調査」「持ち物財調査」のアンケートにとりくみ、「必要生計費調査」を実施しました。

私たちの調査では、大阪市に住む25歳の一人暮らしで、普通に暮らすために必要な金額は、月額244,951円、時間額1,633円と示されました。大阪府の最低賃金992円(2021/10/1現在)では、生活は苦しく、大幅な引き上げが必要です。生活不安をなくし、誰もが人間らしく働き暮らせる社会を実現させるには、最低賃金の引き上げが欠かせません。



※コロナ禍により消費が大きく減少した項目については、コロナ前の状況を踏まえて試算

中小企業支援の提言（ポイント）

提言の第一 直接支援

中小企業が最低賃金の引き上げによって手元資金が不足しないよう直接的に助成金を支給するほか、大きな負担となっている社会保険料の減免を行うことが必要です。

① 助成金の支給

全労連は、最低賃金を全国一律で1,500円に引き上げることを求めています。現在、沖縄県と高知県では最低賃金が820円、一番高い東京でも1,041円です。最低賃金の引き上げで個々の事業に悪影響を及ぼしてはなりません。少なくとも、最低賃金引上げの確定に伴い、当座の資金として時間単価300円×150時間×12月=54万円を助成します（必要予算額2兆7千億円）。

② 社会保険料の減免

企業経営が赤字であっても毎月納入しなければならないのが、社会保険料です。賃金引き上げに伴い、さらに企業の負担も増えます。中小企業については、厚生年金保険料、健康保険料の事業主負担額の3割を国が負担することとします（必要予算額4兆円弱）

③ 財源

中小企業支援に必要な財源は、防衛費（5兆円）の削減と大企業の内部留保に対する課税でまかなうこととします。

- ・韓国の例) 中小企業の社会保険料（事業主負担および労働者負担）
企業規模4人以下では保険料の9割
5人から9人の企業では保険料の8割を国が支援
- ・フランスの例) 中小企業の社会保険料事業主負担を軽減させる政策を実施

- ・韓国の例) 「懲罰的損害賠償制度」が2019年7月から施行された。
公正でない取引（過度な納期短縮、中小企業のノウハウ・情報の盗用、支払いを遅らせたことによる損害など）で中小企業が損害を受けた場合は、その3倍の損害賠償ができる制度です。
大企業と中小企業のクレジットカードの手数料格差の是正もしている。

中小企業家同友会全国協議会作成資料より抜粋

提言の第二 公正取引

何よりも大切なことは公正取引の実現。賃金引き上げに伴う単価引き上げなどが適正に行われるようにすることが必要です。

① 適正取引の実現

最低賃金の引上げ等に伴い、買ったとき、減額、支払遅延などといった中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないように、取引の公正化を推進することが必要です。親企業による不当なしわ寄せを許さない公正で適正な取引の実現を求めます。

② 独占禁止法の改正

労働組合と締結した賃金協定について、独占禁止法の「カルテル」として違法とならないよう適用除外する法改正を求めます。

③ 下請代金支払遅延法の履行確保と法改正

下請企業が申告するハードルは高いといえます。相談がしやすい窓口と迅速な処理が行われるよう公正取引委員会の体制拡充を求めます。また、プラットフォームなどを規制対象とする法改正を求めます。

提言の第三 地域循環

経済活動において、東京や国外にほとんどの利益が流出するのではなく、地域で可能な限り循環させるとりくみが必要です。

① 社会保障分野の中小企業支援

社会保障分野、とりわけ介護分野は中小企業が大半です。賃金引き上げを図るため、公的価格の引き上げなどを求めます。

② 有効需要の創出

地域経済を循環させるため、インフラ整備などで国・自治体による計画的な発注を求めます。

③ 関係法の改正

小規模企業振興法、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律などの改正を求めます。また、公契約法の制定を求めます。

④ 地域金融機関の強化

地域に密着した金融機関は、融資だけでなく経営支援を様々な形で機動的に行うことが可能です。地域密着の金融機関を強化することが必要です。

零細業者に打撃をあたえるインボイス

(全国商工団体連合会作成資料より抜粋)

■フリーランス(豊島区在住、40歳、独身)の場合

※は財務省試算

売り上げ	5,500,000円①※
(粗利益率	28%②※)
粗利益 (①×②)	1,540,000円③※
消費税	154,000円④※
申告所得 (③-④)	1,386,000円⑤
所得税	26,600円
住民税	62,200円
国保・介護保険料	183,600円
国民年金保険料	199,320円
(税金等合計	471,720円⑥)
税引き後所得 (⑤-⑥)	914,280円
(月額	76,190円)

- ▶ 粗利益154万円から消費税15.4万円を支払うと残り138万6,000円(月11万5,500円)、そこから国保料・税や介護保険料、国民年保険料、所得税や住民税を負担すると生活は成り立ちません。
- ▶ コロナ禍を耐えた中小業者をはじめ、芸術家、俳優、著述家、イラストレーター、漫画家、タクシードライバー、塾や音楽教室の講師などのフリーランス、シルバー人材センターなど、多くの免税業者がインボイス制度によってつぶされてしまいます。

雇用保険の基本手当（失業給付）の 日額の改善を！

- 雇用保険では、離職者の「賃金日額」に基づいて「基本手当日額」を算定している。
- 賃金日額は、離職した日の直前の6か月に毎月決まって支払われた賃金総額（一時金は除く）を180日で除した金額をもとに、一律の下限額と、年齢区分ごとの上限額の範囲をあてはめて算定する。2021年8月以降は、下限額は一律2,577円、上限額は年齢区分ごとに異なり、29歳以下で13,520円、45～59歳で16,530円等とされている。
- 基本手当日額は、いわゆる失業給付の1日当たりの金額である。上記の賃金日額に45%～80%の給付率（賃金日額が高い層ほど低い給付率があてられる）を乗じた金額をもとに、一律の下限額と、年齢区分ごとの上限額の範囲をあてはめて算定する。
- 現在は29歳以下の上限額は6,760円、45～59歳で8,265円とされている。
- 基本手当日額に対しては、低額すぎるとの批判がある。年齢区分によって異なるが、2000年当初に比べると、2千円～2千7百円、月額換算すれば6万円～8万1千円、所定給付日数90日換算で18万～24万3千円も、引下げられている。
- この金額差は、失業している当事者の生活にとって、かなりの重みをもつものである。

離職時の年齢	現在の上限額	2002年時の上限額
29歳以下	6,760円	8,830円
30～44歳	7,510円	9,810円
45～59歳	8,265円	10,790円
60～64歳	7,096円	9,810円
全年齢	現在の下限額 2,061円	2002年時の下限額 2,550円